

## 議案第2号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月28日提出

富津市長 高橋 恭市

## 提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）により改正された住民基本台帳法が施行されたことに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表21の項中「若しくは第2項の規定による住民票（除かれた住民票を含む。）」を「、第2項若しくは第8項の規定による住民票」に、「21の2」を「21の3」に改め、同表21の2の項を同表21の3の項とし、同項の前に次のように加える。

21の2	除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項、第4項又は第5項において読み替えて準用する第12条の3第8項の規定による除票の写し又は除票に記載した事項に関する証明書の交付（21の3に該当する場合を除く。）	1通につき	300円
------	------------------------	--	-------	------

別表25の項中「戸籍附票（除かれた戸籍）」を「戸籍の附票（当該戸籍の附票から除かれた者）」に改め、同項の次に次のように加える。

25の2	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき	300円
------	-------------------	---	-------	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。